

資料2-3

第100回 全国健康保険協会
運営委員会 資料4-1

令和元年度事業計画の上期の実施状況について

1. 基盤的保険者機能関係

1頁

- (1) 現金給付の適正化の推進
- (2) 効果的なレセプト点検の推進
- (3) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化
- (4) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進
- (5) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進
- (6) サービス水準の向上
- (7) 限度額適用認定証の利用促進
- (8) 被扶養者資格の再確認の徹底
- (9) オンライン資格確認の利用率向上
- (10) 業務改革の推進に向けた取組
- (11) 的確な財政運営

2. 戦略的保険者機能関係

6頁

- (1) ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供
- (2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施
 - i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上
 - ii) 特定保健指導の実施率の向上
 - iii) 重症化予防対策の推進
 - iv) コラボヘルスの推進

- (3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進
- (4) ジェネリック医薬品の使用促進
- (5) インセンティブ制度の本格導入
- (6) パイロット事業を活用した好事例の全国展開
- (7) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信
 - i) 意見発信のための体制の確保
 - ii) 医療費データ等の分析
 - iii) 外部への意見発信や情報提供

3. 組織・運営体制関係

11頁

- (1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
- (2) 人事評価制度の適正な運用
- (3) OJTを中心とした人材育成
- (4) 支部業績評価の実施
- (5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等
- (6) コンプライアンスの徹底
- (7) リスク管理
- (8) 内部統制の強化に向けた取組
- (9) システム関連の取組

令和元年度事業計画の上期の実施状況について

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
1. 基盤的保険者機能関係		
(1) 現金給付の適正化の推進 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するための資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。	●事業計画に沿って事業主への立入検査を実施している。（令和元年9月末時点：36件（全支部計）） また、傷病手当金と出産手当金の平成30年度の支給済記録の中から、遡及による資格取得や労務の可否に疑義があるデータを支部へ提供し、支給の可否を確認している。 ●傷病手当金と障害年金等の併給調整について、手順書等に基づき日本年金機構から提供される年金データを確認し、適正に実施している。 また、傷病手当金と労災給付との併給調整のため、労災給付データを取得する仕組みの構築について、厚生労働省に要望している。 （令和元年度 8月末までの併給調整件数：25,756件）	—
(2) 効果的なレセプト点検の推進 レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。 ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額	●全支部で内容点検効果額の向上に向けた行動計画を策定し、毎月の進捗会議で結果の確認および検証を行っている。また、全支部の自動点検マスタや査定事例を全支部で共有し、自動点検マスタの精度向上を図っている。 ●各点検員の再審査結果に基づく点検能力表（スキルマップ）の作成および、グループ長による面談指導を実施し、点検員個々のスキルアップを図っている。	0.359%（令和元年8月末時点） ※ 目標：0.383%以上 【参考】 0.387%（前年同月末時点） ↓ 0.383%（前年度最終結果）

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
(3) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。 ■ KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。	● 疑義のある申請について文書照会や適性受診の啓発を強化している。また、照会文書送付時に、適切な受診に関するチラシを同封し、適正受診に係る広報を実施した結果、3部位以上かつ15日以上 of 申請件数は前年度に比べ減少している。 【患者照会件数】（令和元年8月末時点） 176,636件（対前年同期：+18,771件） 【（再掲）部位ころがし照会件数】（令和元年6月末時点） 33,065件（対前年同期：+17,199件） 【3部位以上かつ15日以上 of 申請件数】（令和元年8月末時点） 81,494件（対前年同期：▲1,073件）	1.23%（令和元年8月末時点） ※ 目標：1.23%以下 【参考】 1.27%（前年同月末時点） ↓ 1.23%（前年度最終結果）
(4) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。	● 審査強化の一環として、文書による医師の同意、再同意の確認を徹底した。また、レセプトとの突合及び患者照会を実施している。 ● 不正請求が疑われる案件について、地方厚生局に情報提供を行っている。	—

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
(5) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ■ KPI: ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94%以上とする ② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする	●日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内(全国平均:8.88日)に文書催告を実施している。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告を強化している。 ●保険証未添付事業所データを活用し、資格喪失届への被保険者証の未添付が多い事業所に対して文書や電話、訪問により、資格喪失届提出の際の確実な保険証返却を求めた。 ●債権は、発生から6か月以内に回収することに重点を置き、回収率向上に向けて早期回収に努めた。また、保険者間調整を積極的に活用するとともに、納付拒否者に対する支払督促や訴訟による法的手続きを徹底している。	①93.07%(令和元年9月末時点) 【参考】 91.19%(前年同月末時点) ↓ 91.57%(前年度最終結果) ②36.71%(令和元年9月末時点) ※ 目標:56.16%以上 【参考】 37.40%(前年同月末時点) ↓ 56.16%(前年度最終結果) ③0.086%(令和元年9月末時点) ※ 目標:0.070%以下 【参考】 0.075%(前年同月末時点) ↓ 0.070%(前年度最終結果)
(6) サービス水準の向上 お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。 ■ KPI: ① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を90%以上とする	●平成30年度のお客様満足度調査結果(支部別カルテ)を踏まえ、各支部の課題を把握し、サービス向上に向けた取組を実施している。 ●サービススタンダードは99.97%を達成しており、支払までの平均所要日数は7.74日(前年度比0.06日増)であった。 令和元年9月末時点(4~9月)の決定件数は741,152件、うちサービススタンダード未達成件数183件。未達成の理由としては、大規模健保組合解散に伴う申請件数増加による処理遅延が発生した。 ●現金給付等の申請書郵送化の促進については、広報誌やホームページを活用するとともに、健康保険委員会を中心とした研修会等あらゆる機会を捉えて広報を行っている。	①99.97%(令和元年9月末時点) 【参考】 99.99%(前年同月末時点) ↓ 99.99%(前年度最終結果) ②90.6%(令和元年9月末時点) 【参考】 88.7%(前年同月末時点) ↓ 89.3%(前年度最終結果)

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績											
(7) 限度額適用認定証の利用促進 事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関や市町村と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。 ■ KPI: 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84%以上とする	●医療機関・市町村に対し、窓口限度額適用認定証の申請書を配置のうえ申請手続きを案内してもらうよう協力依頼を実施している。 【訪問による協力依頼件数】（単位：件）令和元年6月末現在 <table border="1"> <tr> <th></th><th>件数</th><th>実施支部数</th></tr> <tr> <td>医療機関</td><td>63</td><td>13</td></tr> <tr> <td>市町村</td><td>53</td><td>6</td></tr> </table> ●限度額適用認定証の制度周知のために、納入告知書同封チラシやメールマガジンにより広報を実施している。 ●健康保険委員や社会保険事務担当者への研修会等の機会を捉え、限度額適用認定証の利用を促進している。 【限度額適用認定証発行件数】（令和元年7月末時点） 513,743件(対前年同期 ▲118,971件)		件数	実施支部数	医療機関	63	13	市町村	53	6	80.7%(令和元年7月末時点) 【参考】 81.2%(前年同月末時点) ↓ 81.3%(前年度最終結果)		
	件数	実施支部数											
医療機関	63	13											
市町村	53	6											
(8) 被扶養者資格の再確認の徹底 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 ■ KPI: 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を89%以上とする	●令和2年4月から新設される被扶養者の国内居住要件に対応した実施方法により、被扶養者資格の再確認を実施している。 ●未送達事業所に対しては日本年金機構から提供される情報等に基づき再送付するように調整を行った。 ●9月末から10月にかけて、確認リスト等を順次事業主宛に送付。（提出期限：11月20日） <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和元年度</th></tr> <tr> <th></th><th>増減 (対前年度比)</th></tr> <tr> <td>送付対象事業所数(万事業所)</td><td>144.6</td><td>13.1</td></tr> <tr> <td>確認対象被扶養者(万人)</td><td>1,510.0</td><td>762.0</td></tr> </table>		令和元年度			増減 (対前年度比)	送付対象事業所数(万事業所)	144.6	13.1	確認対象被扶養者(万人)	1,510.0	762.0	令和2年4月末算出予定 【参考】 88.0%(前年度最終結果)
	令和元年度												
		増減 (対前年度比)											
送付対象事業所数(万事業所)	144.6	13.1											
確認対象被扶養者(万人)	1,510.0	762.0											

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
(9) オンライン資格確認の利用率向上 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 ■ KPI: 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を43.3%以上とする	●協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、各支部による医療機関への利用勧奨の結果、利用機関数が増大し、令和元年度事業計画で定めたKPI「利用率43.3%」を達成している。	45.4% （令和元年4月～9月の平均） 【参考】 35.0%（前年同期の平均） ↓ 37.1%（前年度最終結果）
(10) 業務改革の推進に向けた取組 次期システム構想を見据えた業務処理体制の見直しを行う業務改革検討プロジェクトを推進する。	●業務改革検討プロジェクトにより、支部の業務実態調査を実施し、現行の業務処理プロセスの見直しと次期システムの構想に資する業務改革推進計画の検討を進めている。	—
(11) 的確な財政運営 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。	●運営委員会や全国の加入者や事業主の代表が出席している支部評議会において、協会の保険財政が依然として中長期的には楽観視できない状況であることを説明し、令和2年度の保険料率の決定に向けた議論を開始している。なお、7月の30年度決算に際しては、保険料納入告知書に30年度の決算の状況と楽観視できない今後の見通し等を説明したリーフレットを同封し、情報発信を行っている。	—

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
2 戦略的保険者機能関係		
【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一 Ⅰ 医療等の質や効率性の向上 Ⅱ 加入者の健康度を高めること Ⅲ 医療費等の適正化		
(1) ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ） 事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート(事業所カルテ)などの見える化ツールの標準化を図る。 個人単位の健康・医療データの提供については、国における検討状況を注視し、実現に向けた議論が進められていく場合には、加入者にとってより良い仕組みとなるよう、国への働きかけを行う。	●各支部の掲載項目に関する調査を行ったところ、「喫煙」、「運動」、「食事」、「飲酒」、「睡眠」の生活習慣に関するリスクをすべて掲載している支部が、35支部(29年度:16支部)となり、着実に充実してきている。 ●国が示す事業主単位の健康スコアリングレポートの掲載項目等の動向も踏まえつつ共通化を図ることとしている。 ●本部から支部へ提供する事業所カルテの作成支援ツールについては、より新しい情報を事業主に提供できるよう、11月1日に事務連絡により支部に提供した。(例年より4か月程度前倒して支部へ提供) ●実務担当者による特定健診・特定保健指導に関するワーキンググループにおいて、特定健診データ等の保険者間の引き継ぎやマイナポータルを活用した特定健診データ等の閲覧について議論を行い、協会からは、健診結果情報の引き継ぎに関する手続きについて、円滑に進めるために、運用方法の提案を行った。	—
(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ） 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートは、後述する)の調査研究結果を踏まえ、項目の見直しを行う。	●「特定健診・特定保健指導の推進」の取組をはじめとした、第2期保健事業実施計画における2年目上期の取組を着実に実施した。保健事業のより効果的・効率的な実施に向けて、本部主催の研修において第2期保健事業実施計画における各具体策と目標のつながり、目標値や評価指標等を中心に検証し、必要に応じて評価指標等の修正等を行うこととした。 ●支部別スコアリングレポートについて、これまで健診結果及び問診結果について、生活習慣病予防健診のみを対象として作成していたが、事業者健診結果も含めて作成し直した。作成したスコアリングレポートは、10月9日に事務連絡により支部に提供した。	—

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 特定健診受診率等が低迷している支部の底上げを図るための調査研究を行い、その結果を踏まえ、ボトルネックの類型に応じた対応方針を策定する。また、事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など、国や関係団体に対する働きかけを行う。 ■ KPI: ① 生活習慣病予防健診受診率を53.4%以上とする ② 事業者健診データ取得率を7.5%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を27.6%以上とする	●特定健診受診率等については、着実に増加しているものの、支部間で開きが見えるため、地域間差異を生じさせる要素等の分析を行い、支部ごとの事業所規模別・業態別等の実施率、それらが実施率に与えている影響度等を見える化した「健診・保健指導カルテ」を作成し、6月に支部に提供した。なお、支部では、事業所等への受診勧奨や自治体及び関係団体との連携など、健診受診率等の向上に向けて優先的に実施する取組の選別等に活用することとしている。	①22.3%（令和元年9月末時点） 【参考】 22.2%（前年同月末時点） ↓ 50.9%（前年度最終結果） ②3.1%（令和元年9月末時点） 【参考】 2.1%（前年同月末時点） ↓ 7.1%（前年度最終結果） ③8.4%（令和元年9月末時点） 【参考】 8.0%（前年同月末時点） ↓ 24.4%（前年度最終結果）
ii) 特定保健指導の実施率の向上 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関へ強力に働きかける。加えて、平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。 ■ KPI: 特定保健指導の実施率を16.8%以上とする	●健診実施機関に対し、分割実施を含めた健診当日の初回面談を実施するよう働きかけた結果、4～7月における健診当日の初回面談数は36,892人（対前年度同期比+16,990人）と大幅に増加した。 ●協会保健師等が実施する積極的支援対象者に対する特定保健指導において、終了要件（腹囲・体重2cm2kg減）を満たす継続的支援のポイント数を検証する「ポイント検証モデル」を全支部で実施している（4月～7月における積極的支援終了者18,359人のうち、26.3%にあたる4,820人がモデル要件による終了者）。また、従来の支援内容にとられない「新手法検証モデル」（6支部）の継続支援を実施した。	19.7%（令和元年9月末時点） 【参考】 11.4%（前年同月末時点） ↓ 16.0%（前年度最終結果）

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
iii) 重症化予防対策の推進 未治療者に対する重症化予防について、医療機関受診率をより高めていくべく、支部独自の取組を強化する。また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 ■ KPI: 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする	●生活習慣病予防健診の結果、要治療域と判定されながら医療機関へ受診していない者に対して受診勧奨（一次勧奨、二次勧奨）を行い、医療につなげる取組を実施した。 ●未治療者に対する受診勧奨（30年10月～31年3月受診分）件数は175,158人（前年同期：158,521人、10.5%増）となった。 ●糖尿病性腎症患者の重症化予防について、かかりつけ医等と連携した保健指導等を実施するよう、県・市町村医師会等との調整等を進めた。	10.7% ※上期分（30年4月～9月健診受診者）について集計 【参考】 9.2%（前年同期分） ↓ 9.5%（前年度最終結果）
iv) コラボヘルスの推進 健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップを強化し、事業所ごとの健康度の改善度合いをデータとして提供する。 事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）などの見える化ツールの標準化を図る。 【再掲】	●健康宣言事業数は着実に拡大しており、令和元年6月1日時点で宣言事業所数は32,223事業所と着実に増加している。また、フォローアップとして事業所ごとの事業所カルテ等を従業員数が概ね10人以上の健康宣言事業所に提供した。	—
(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ） 広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査を実施し、前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。 ■ KPI: ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を40%以上とする	●10月中旬に加入者を対象とした理解度調査を実施した。 ●健康保険委員活動活性化のため、研修会の実施や広報誌等の定期的な発行を行っている。 ●本部より提供している事業所データを活用し、大中規模を中心とした健康保険委員未委嘱事業所に対し、電話や文書等による委嘱勧奨を行い、被保険者カバー率の拡大に努めている。 【健康保険委員委嘱者数】（令和元年9月末時点） ・181,236人（前年同月比+29,099人増、前年度末比+16,835人）	①45.6% ※目標：36.6%以上 （令和元年度と平成30年度の理解度調査における共通の設問を基に集計したもの） 【参考】 37.9%（前年度最終結果） ②41.0%（令和元年9月末時点） 【参考】 37.7%（前年同月末時点） ↓ 39.5%（前年度最終結果）

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
(4) ジェネリック医薬品の使用促進Ⅰ、Ⅲ) 新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、支部ごとの阻害要因を分析する。 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて国や都道府県担当部局、関係機関等への働きかけを行う。 ■ KPI: 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合(※)を78.5%以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合	●令和元年8月に、1回目のジェネリック医薬品軽減額通知を約357万件送付した。 ●支部へ提供しているジェネリックカルテやデータブックにより、支部ごとの阻害要因の確認や深堀分析を行い、その上で、医療機関ごとの一般名処方率や個々の医療機関・調剤薬局ごとのジェネリック使用割合、自機関の使用割合等が都道府県平均等と比較してどのような位置にあるのか提示できる「見える化ツール」を医療機関や調剤薬局に対して提供した。 ●また、ジェネリックカルテ、データブック及び見える化ツールを支部担当者が有効活用できるようガイドラインを7月に作成した。 ●第13回日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会において、協会けんぽのジェネリック医薬品使用促進に向けた取組等について意見発信を行った。	76.5%（令和元年7月診療分） 【参考】 73.1%(前年同月末時点) ↓ 75.9%(前年度最終結果)
(5) インセンティブ制度の本格導入Ⅱ、Ⅲ) 平成30年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。	●全支部において、インセンティブ制度にかかる広報を事務説明会やメールマガジン等を活用してきめ細やかに実施した。 ●平成30年度実績の速報値を取りまとめ、各支部に情報提供を行い、第99回運営委員会に資料を提示した。	—
(6) パイロット事業を活用した好事例の全国展開Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ) パイロット事業の効果検証によりエビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。 本部から支部へモデル実施を依頼する本部主導型パイロット事業について、実施の必要性に応じて積極的に実施する。	●平成30年度実施事業について、支部からの報告会を実施したうえで、本部において全国展開の可否を決める判定会議を行い、2事業を全国展開することとした。 ●令和元年度実施事業について、支部から四半期ごとの報告をもとに進捗管理を実施している。また、本部主導型パイロットとして、宿泊型保健指導を実施している。 ●令和2年度実施事業を募集し、一次審査(書面審査)及び二次審査(書面審査またはプレゼンテーション審査)を実施した。	—

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
(7) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信<Ⅰ> i) 意見発信のための体制の確保 医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者参加率の低い地域を中心に、必要な体制を確保(会議体への参画数拡大)するため、都道府県等に参画を要請する。 ■ KPI:① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を83.7%以上とする	●地域医療構想調整会議における被用者保険者の参加率が100%ではない支部において、既に市町村国保等が参加しており、被用者保険者が参加できていない構想区域についても、被用者保険者が参加できるよう、都道府県等に対し、働きかけを行った。	①83.8%(令和元年9月末時点) ※地域医療構想調整会議等への参画状況:全国346区域のうち215区域(被用者保険全体で290区域) 【参考】 77.5%(前年同月末時点) ↓ 79.5%(前年度最終結果)
ii) 医療費データ等の分析 協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比(SCR)を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。 外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る。	●医療費分析プロジェクトチームでテーマを設定し、①抗菌薬、②診療時間外受診、③人工透析について、地域差に関する分析を行った。分析の中間報告を6/18付で開催した医療費分析検討委員会で行い、外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図った。また、分析成果は9/2付でプレスリリースを行い、運営委員会で報告した。なお、毎日新聞、朝日新聞に掲載され、共同通信のネット配信記事が様々な電子媒体に転載された他、抗菌薬の分析結果は、NHKの夕方のニュースで全国放送された。	—
iii) 外部への意見発信や情報提供 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 新経済・財政再生計画 改革工程表2018及び今後策定される予定の社会保障制度改革の「工程表」について、その具体化に向けた議論の中で必要な意見発信を行う。 ■ KPI:②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する	●地域の医療提供体制について、地域医療構想調整会議等の議論の場に参画し、支部での分析、都道府県から提出されたデータを踏まえ、必要な意見発信を行った。 ●医療提供体制等に係る分析結果について、ホームページ、納入告知書リーフレット等により情報提供を行った。	②14支部(令和元年9月末時点) 【参考】 4支部(前年同月末時点) ↓ 25支部(前年度最終結果)

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
3 組織・運営体制関係		
(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 移行計画の最終年度として、標準人員に基づく人員配置を行う。また、業務の効率化等の状況も踏まえ標準人員の見直しについても検討する。	●標準人員への移行の最終年度となることから、令和元年10月の定期異動において各支部の人員数が標準人員となるよう努めた。	—
(2) 人事評価制度の適正な運用 評価者研修などを充実し、実態に即した効果的な評価制度を確立する。	●9月に実施した新入職員フォローアップ研修において、10月以降、新入職員自身が人事評価の対象となることや、目標設定から評価、フィードバックまでの流れなどの人事評価制度全般を説明し、理解を深めた。	—
(3) OJTを中心とした人材育成 OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせて組織基盤の底上げを図る。 戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討を進める。	●2019年度研修実施計画に基づき、上期計画の研修を予定どおり実施した。 ・階層別研修は、4講座を計6回開催し、146名が受講した。 ・業務別研修は、2講座を計2回開催し、51名が受講した。 ●階層別研修では、各等級に求められる役割を理解し、実践するためのカリキュラムとし、職員の役割に対する意識形成を行った。 ●テーマ別研修としては、下期実施に向けてハラスメント相談員向け研修の検討、業者選定等を行った。 ●戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みの導入に向けて検討を行った。 ●支部研修について、令和元年度は6研修（ハラスメント防止研修・情報セキュリティ研修・個人情報保護研修・コンプライアンス研修・メンタルヘルス研修・ビジネススキル研修）を必須研修とした。	—

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
(4) 支部業績評価の実施 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。	●平成30年度の支部業績評価結果を踏まえた支部の意見を集約し、令和2年度における評価項目や評価方法の検討を行った。	—
(5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。 ■ KPI: 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、23%以下とする	●一般競争入札においてさらに競争性を高めるため、公告後の複数事業者への呼びかけ、一者応札となった場合における入札説明書取得事業者へのヒアリング(アンケート)、公告期間や契約履行までの期間の十分な確保等の方法により、一者応札の削減に努めている。 ●30年度の一者応札の割合を本部・支部に周知し、31年度の入札に向け、より一層の一者応札案件の削減への取組を促した。 ●本部・各支部の案件ごとの契約先等を記載した一覧表を全支部へ提供し、調達情報を共有することで、類似案件の調達時に複数事業者への呼びかけを容易にできるようにした。	31.7%(令和元年9月末時点) 【参考】 28.5%(前年同月末時点) ↓ 26.8%(前年度最終結果)
(6) コンプライアンスの徹底 法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、職員研修等を通じてその徹底を図る。	●コンプライアンスについて、職員に行動規範小冊子を配付し、常時携帯させコンプライアンス基本方針、行動規範、通報制度に対する意識の醸成を図っているほか、コンプライアンス通信を2ヵ月に1回、全職員にメール配信し、コンプライアンスに関する意識づけを継続的に行っている。 ●新規採用者を対象とする研修において、コンプライアンス、ハラスメント及び個人情報保護に関する講座を設け、意識の啓発、各種規程の遵守や個人情報保護の徹底を図るなどの取組を行った。 ●コンプライアンス研修、ハラスメント防止研修、個人情報保護研修、情報セキュリティに関する研修は、支部における必須研修として実施している。 ●全職員を対象としたコンプライアンスに関する自己点検及び職場環境(職場風土)アンケート調査を6月に実施した。	—

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
(7) リスク管理 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。 加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。	●CSIRTにおいて、厚生労働省と共同で実施する「情報セキュリティインシデント対応にかかる連携訓練」について、上期に準備を進め、11月11日に訓練を実施した。 ●全職員に対し、情報セキュリティの遵守状況を確認する自己点検を7月に実施し、情報セキュリティ管理者へ点検結果のフィードバックを9月に実施した。 ●情報セキュリティ研修について、システム機能改修及びテキスト修正等、上期に準備を進め、10月に実施した。 ●情報セキュリティインシデント対応に関する知識習得を目的に、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)主催のCSIRT研修へ積極的に参加した。	—
(8) 内部統制の強化に向けた取組 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制を強化するための体制整備の検討に着手する。	●協会の内部統制の現状に関して検証を実施し、その結果、優先的に取り組む必要のある事項等を整理し、強化に向けた対応策に着手した。	—
(9) システム関連の取組 次期システム構想の検討に着手する。 オンライン資格確認をはじめ、制度改正に対応するためのシステム開発を適切に実施する。	●次期システム構想については、令和5年1月サービスインに向け、現行システムの課題や最新のICT技術等に係る調査分析及びIT施策(あるべき姿)の策定に着手した。 ●制度改正等に対応するためのシステム開発については、保健第3期における特定健診・保健指導の運用見直しや消費税率引き上げに伴うシステム開発・改修を適切に行うとともに、オンライン資格確認に係るシステム開発の検討を行った。	—